店舖休業保険



店舗休業保険の補償内容

火災はもちろん、自然災害や盗難、敷地外の隣接物件等の 損害により営業活動が阻害または休止したことによる休業損失を補償する保険です。

保険金をお支払いする事故

1 失火やもらい火による 火災

消防活動による水ぬれ・破壊 などを含みます。



2 落雷



3 ガス爆発など 破裂・爆発



- 4 窓ガラス・ 風災、電災、雪災、水災 屋根の破損など 風災、電災、雪災、水災
 - ※事故発生日当日を除き ます。
 - %吹込みまたは漏入等による 損害を除きます。



- 5 自動車の 落下、飛来、衝突
 - ※保険契約者の車両等の 衝突により損害を受けた 結果生じた損失を除き ます。



6 給排水設備の 事故などによる **水ぬれ**



7 騒擾・労働争議 暴行、破壊などによる



8 盗難



- 9 駅ビル・地下街・ **隣接物件の事故** 袋小路など
 - ※隣接物件が 1~8の事故により損害を受けた結果、営業が休止または阻害されて損失が発生した場合



- 10 電気・ガス・ 公共施設等の事故
 - ※公共施設等が 1~3の事 故により損害を受けた結果、 営業が休止または阻害さ れて損失が発生した場合
 - ※事故発生日当日を除き ます。



11 食中毒、特定の感染症

- ※食中毒の発生による営業停止
- ※食中毒の疑いがある場合における保健所その 他の行政機関による施設の営業の禁止、停止
- ※特定の感染症に汚染された場合あるいは その疑いがある場合における保健所その 他の行政機関による施設の消毒その他の 措置による営業停止



保険の対象と保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合



保険の対象のご説明

保険の対象にできるものは、店舗・事務所・作業場等の事業所の建物または構築物(以下「建物等」といいます。)およびこれら の所在する敷地内にある設備・代器等です。住宅や一定規模以上の工場はこの保険の対象とはなりません。

以下のものは保険の対象に含まれません。

- •自動車(自動三輪車、自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の 原動機付自転車を除きます。)
- 有価証券、印紙、切手その他これらに類する物
- 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、雛形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、 帳簿その他これに類する物

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合

保険金をお支払いする主な場合

下記の 1 ~ 8 のいずれかの事故により保険の対象が損害を受けた結果、 営業が休止または阻害されたために損失が発生したときに保険金をお支払いします。

事故	説明
1 火災	火災(消防活動による水ぬれ・破壊等を含みます。) 例)火災により建物が焼失した。
2 落雷	落雷 例)落雷により設備が壊れた。
3 破裂•爆発	破裂または爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象) ※水道管等の凍結による破裂損害およびボイラ等の破裂・爆発によるボイラ等自体の損害を受けた結果生じた損失は対象外となります。 例) ガス漏れと漏電により引火して建物内で爆発が発生した。
4 風災、雹災、雪災、水災	台風、旋風、暴風、暴風雨による風災、雹災、豪雪、雪崩等の雪災または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等による水災をいいます。例)台風で窓ガラスが割れた。
5 落下、飛来、衝突	建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触をいいます。 ※雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、燥煙その他これらのものに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは 4の事故による損害を受けた 結果生じた損失を除きます。 ※保険契約者または被保険者の所有または使用による損害によって生じた損失を除きます。 例) 高所作業クレーンからの物体の落下により建物が損壊した。
6 水ぬれ	給排水設備(スプリンクラー設備・装置を含みます。)に生じた事故または被保険者以外の方が占有する戸室もしくは場所で 生じた事故に伴う漏水、放水または溢水(水が溢れることをいいます。)による水ぬれをいいます。 例)他人の占有する隣室の排水設備の故障により漏水が発生して床が水浸しになった。
7 暴行、破壊	しょう 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為・破壊行為をいいます。 例)デモ行為によって建物が壊された。
8 盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。 例) 泥棒に入られた際に商品を陳列したショーウインドウを割られた。

下記の 9 ~ 🚻 のいずれかの事由によって損失が発生した場合に保険金をお支払いします。

尹以	9)(4)7
9 隣接物件の事故	隣接物件※が 1から3の事故により損害を受け、保険の対象の建物等の営業が休止または阻害された場合 ※隣接物件とは、保険の対象の建物等のうち他人が占有する部分、隣接するアーケードやアーケードに面する建物等、保険の対象の建物等へ通じる袋小路およびそれに面する建物等をいいます。
10 公共施設等の事故	公共施設等※が 1 から 3 の事故により損害を受け、保険の対象の建物等の営業が休止または阻害された場合(事故発生日当日は除きます。) ※公共施設等とは、保険の対象の建物等と配管または配線により接続している電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道または電信・電話等の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線のうち、所定の事業者が占有するものをいいます。
11 食中毒、特定の感染症	①保険の対象および保険の対象が所在する敷地内にある被保険者が占有する物件(以下「対象施設」といいます。)における食中毒の発生※または対象施設で製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生、あるいはその疑いがある場合における保健所その他の行政機関による営業禁止、停止その他の処置により保険の対象の建物等の営業が休止または阻害された場合※食中毒の発生:「食品衛生法」の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります。 ②対象施設における特定感染症※の発生、あるいはその疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の処置により保険の対象の建物等の営業が休止または阻害された場合 ※エボラ出血熱、急性灰白髄炎、コレラ等の特定の感染症(特定の感染症の種類については普通保険約款・特約等でご確認ください)の原因となる病原質に汚染されたことが条件とかります。

保険金をお支払いしない主な場合

事物

①以下のいずれかに該当する損害によって生じた損失に対しては保険金をお支払いしません。

- ●保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である 場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関) またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令 違反による損害
- 被保険者でない方が保険金の全部または一部を受け取るべき場合に おいては、その方(その方が法人である場合は、その理事、取締役または 法人の業務を執行するその他の機関)またはその方の法定代理人の 故意もしくは重大な過失または法令違反による損害(ただし、他の方が 受け取るべき金額については除きます。)
- 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその 積載物の衝突・接触による損害
- ◆被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為 または破壊行為による損害
- 「保険金をお支払いする主な場合」の1~7の事故の際における 紛失・盗難による損害
- 万引きによる損害
- ●冷凍(冷蔵)装置または設備の破壊・変調または機能停止によって 起こった温度変化による損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに 類似の事変または暴動による損害 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、 爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による損害
- 保険料領収前に生じた損害

等

②以下のいずれかに該当する損害によって生じた損失に対しては「保険金をお支払いする主な場合」の¶から図の場合を除き、保険金を支払いません。

- 電気的事故による炭化または溶融の損害
- 発酵または自然発熱の損害
- 機械の運動部分または回転部分の作業中に生じた分解飛散の損害
- ◆保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業による損害

等

保険金額の設定

保険金額を1日あたりの粗利益額以内でお決めください。ただし、保険金額は200万円が限度となります。

※1日あたりの粗利益額は、「年間粗利益額」と「年間営業(操業)日数」から次の算式によって算出します。

1日あたりの粗利益額 = 年間粗利益額 ÷ 年間営業(操業)日数

粗利益について

粗利益とは、売上高から商品仕入高や原材料費 (期首柵卸高を加え、期末柵卸高を差し引きます。) を差し引いた金額をいいます。

商品仕入高• 粗利益 = 売上高 -原材料費

粗利益には営業利益だけでなく、給料や広告費、テナント代も含みます。

粗利益 (販売業の場合) 営業利益

一般管理費·販売費 (給料・広告費・テナント代など)

商品仕入高・原材料費

約定復旧期間について

約定復旧期間とは、ご契約時に取り決める保険金のお支払いの対象となる期間をいいます。 約定復旧期間は、災害にあった場合の復旧に要する期間を想定して1・3・6・12か月の中からお決めください。

お支払いする保険金

保険金をお支払いする場合 /詳細は「保険金をお支払いする主な場合」\

1 火災

2 落雷

3 破裂•爆発

4 風災、雹災、雪災、水災

5 落下、飛来、衝突

6 水ぬれ

7 暴行、破壊

8 盗難

侔

あ

9 隣接物件の事故

10 公共施設等の事故

11食中毒、特定の感染症

(2ページ)をご参照ください。

お支払いする保険金の額

次の算式による保険金等をお支払いします。

1.保険金

(1)粗利益の損失

保険金額×休業日数(定休日を除きます。)

- ※復旧期間内の売上減少高に支払限度率(最近の会計年度(1年間)の粗利益の額にその10%を 加算して得た額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。)を乗じて得た額から復旧期間 内に支払を免れた経常費等の費用を差し引いた残額を限度とします。
- ※お支払いの対象期間は約定復旧期間を限度とします。ただし「11 食中毒、特定の感染症」に ついてはお決めいただいた約定復旧期間に応じて下表の補償限度期間が限度となります。

約定復旧期間	補償限度期間
1か月	3日間
3か月	9日間
6か月	18日間
12か月	36日間

※約定復旧期間(補償限度期間)後の休業日数についてはお支払いの対象となりません。

(2)休業日数短縮費用

休業日数を短縮するために支出した必要かつ有益な追加費用の実費(突貫丁事の割増丁賃など) ※保険金額×この費用の支出により減少できた休業日数を限度とします。

2.損失の発生および拡大の防止に要した費用

火災、落雷、破裂・爆発による損失の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な 費用のうち次に掲げるもの

- ◇消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
- ◇消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用
- ◇消火活動のために緊急で投入された人員または器材にかかわる費用(人身事故に関する費用、 損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。)

オプション特約の補償

さらに安心を広げるオプション特約の補償をご検討ください。詳細は、取扱代理店または当社へ





店舗賠償責任補償特約

建物等の施設の所有・使用・管理に起因する事故や日常生活に起因する事故により法律上の賠償責任を負った場合に、その損害賠償金等を補償します(料理飲食店・小売店が対象です。)。

【保険金をお支払いする主な場合】

日本国内において以下の①または②により他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与え法律上の賠償責任を負った場合にその損害賠償額および判決による遅延損害金等について保険金をお支払いします。

①被保険者が所有、使用もしくは管理する施設に起因し、または施設の 用法に伴う保険証券記載の業務の遂行に起因する偶然な事故

【施設賠償責任補償】 【施設賠償責任補償】

②日常生活に起因する事故または建物の居住部分の所有・使用・管理に起因する事故(ただし被保険者が保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物に居住している場合に限ります。)

【個人賠償責任補償】

【保険金をお支払いしない主な場合】

<個人賠償責任補償·施設賠償責任補償共通>

- ○保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意によって 生じた損害
- ○戦争、外国の武力行使・暴動、地震もしくは噴火またはこれらによる 津波によって生じた損害
- ○核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性 その他有害な特性またはこれらの特性に起因する事故によって生じた 掲書
- ○被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ○被保険者が所有・使用または管理する財物の損壊により、その財物に つき正当な権利を有する方に対する損害賠償責任を負うことによって 生じた損害
- ○排水または排気(煙を含みます。)によって生じた損害賠償責任 等

<施設賠償責任補償>

- ○給排水管、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、スプリンクラーその他 業務用または家事用器具から漏出または溢出する蒸気、水その他内 容物による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ○施設の新築、修理、改造、取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任○エレベーター、エスカレーター、自動車または施設外における車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ○被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を 離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任 等

<個人賠償責任補償>

- ○被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ○専ら業務に使用される動産・不動産の所有、使用または管理に起因する 損害賠償責任
- ○被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ○航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任等



借家人賠償責任補償特約

火災、破裂・爆発等によって借用する建物または戸室を滅失、損傷または 汚損し、貸主(転貸人を含みます。)に対して法律上の賠償責任を負った 場合に、その損害賠償金および判決による遅延損害金等を補償します。

【保険金をお支払いする主な場合】

火災、破裂・爆発もしくは給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または 溢水 (水が溢れることをいいます。) (注)によって借用する建物または 戸室を滅失、損傷または汚損し、貸主(転貸人を含みます。)に対して法律 上の賠償責任を負った場合に、その損害賠償金および判決による遅延 損害金等を保険金としてお支払いします。

(注)給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による損害は、 保険の対象に家財が含まれていない場合に限り補償の対象となります。

【保険金をお支払いしない主な場合】

- ○保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意によって 牛じた損害
- ○被保険者の心神喪失または指図によって生じた損害
- ○戦争、外国の武力行使・暴動、地震もしくは噴火またはこれらによる 津波によって生じた損害○核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性
- ○核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性 その他有害な特性またはこれらの特性に起因する事故によって生じた 損害
- ○借用戸室の改築、増築、取りこわしなどの工事によって生じた損害
- ○貸主との間の特別な約定によって加重された損害賠償責任
- 〇借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された破損に起因する損害賠 償責任 等

さらに充実した補償の企業費用・利益総合保険をおすすめします。

罹災に伴う収益減少や、収益減少を防止または軽減するために必要となった費用を補償する保険です。



企業費用・利益総合保険では、保険の対象である施設・設備等が偶然の事故により損害を被った場合および敷地外ユーティ リティ(公共の電気・ガス・水道・電気等)の供給が中断した場合に、営業が休止・阻害されたために生じる売上高の減少や生 産高の減少といった休業損失や事故後に売上高(または生産高)の減少を防ぐために臨時に支出した営業継続費用を補償し ます。

詳細は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

例えばこんな方に適しています。

- ◆多店舗展開していて個々の店舗毎に店舗休業保険の手配をするのに手間がかかっている方
- ◆1日の粗利益額が200万円を超える大型の店舗で営業されている方

等

ご契約時にご注意いただきたいこと

1.保険契約者および被保険者についてご確認ください

保険申込書に、保険契約者の住所と氏名が正しく記載されていない場合や不十分な記載の場合、保険証券のお届けができない等の原因になります。特に番地、部屋番号等にご注意ください。また、被保険者(保険の補償を受けられる方であり、保険の対象の所有者等)の設定についてもあわせてご確認ください。

2.お申込みいただく保険の引受条件等についてご確認ください

(1)商品の仕組み

この保険契約は、保険期間中に生じた保険金をお支払いする事故によって建物等が損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、保険金をお支払いします。

(2)補償内容

①保険金をお支払いする主な場合

「保険金をお支払いする主な場合」(2ページ)をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合

「保険金をお支払いしない主な場合」(2ページ)をご参照ください。

(3) セットできる主な特約およびその概要

ご契約時のお申出にかかわらず、保険種類やご契約条件に応じて自動的にセットされる特約(自動セット特約)と、ご契約時にお申出があり、当社が引き受ける場合にセットされる特約(オプション特約)があります。主なオプション特約については、「オプション特約の補償」(4ページ)をご参照ください。なお、詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(4)保険の対象

保険の対象にできるものは、店舗・事務所・作業場等の事業所の建物または構築物およびこれらの所在する敷地内にある設備・代器等です。住宅や一定規模以上の工場はこの保険の対象とはなりません。

(5)保険期間

保険期間は1年となります。また特約により2年から5年までの整数年の長期契約もご契約いただけます。お客さまが実際にご契約いただく 保険期間につきましては、保険申込書の保険期間欄にてご確認ください。なお、店舗休業保険では保険期間1年未満の契約はできません。

(6)引受条件(保険金額)

保険金額については、「保険金額の設定」(3ページ)をご参照ください。お客さまが実際にご契約いただく保険金額につきましては、保険申込書の保険金額欄にてご確認ください。

(7) 建物の情報

保険の対象である建物等の所在地、面積、構造、構造級別などをご確認ください。

(8)保険料

保険料は、保険期間(上記(5))、保険金額(上記(6))、保険の対象の所在地、構造(上記(7))および建物内の職作業等によって決まります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

(9)保険料の払込方法

■ご契約の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます(現金により払い込むことも可能です。)。

主な払込方法	保険期間1年			保険期間2年以上5年以下
主な仏及万法	一時払	一般分割払	大口分割払 ^(注2)	長期一括払
□座振替	0	○(注3)(注4)	○(注5)	0
クレジットカード払(登録方式・一括払型)(注1) 払込票払(注1)	0	×	×	0

- (注1)保険料の額によってはご利用いただけない場合があります。
- (注2)大口分割払は、一時払保険料が20万円以上の場合に選択いただけます。2回、4回、6回または12回に分割して払い込む方法で、保険料割増は適用されません。大口分割払を選択いただける条件を満たす場合は、大口分割払に代わり、一般分割払を選択することはできません。
- (注3)分割保険料の払込方法は口座振替となります。ただし、初回保険料は、現金により払い込むことが可能です。
- (注4)一時払に比べて5%の保険料割増が適用されます。
- (注5)分割保険料の払込方法は次のとおりとなります。

分割回数が2回・4回・6回の場合:直接集金となります。

分割回数が12回の場合 :口座振替(ただし、初回保険料の払込方法は直接集金とすることができます。)または直接集金となります。

(10)満期返れい金・契約者配当金

「店舗休業保険」については、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(11)解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。

3.ご契約時に告知いただく事項についてご注意ください

保険契約者、被保険者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。)。保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。詳細は、「重要事項のご説明」でご確認ください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1.万一の事故のときのお手続きについて

(1)万一事故にあわれたら

事故にあわれた場合は、取扱代理店または事故受付センター(本パンフレットの裏面をご参照ください)までご連絡ください。 店舗賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約に関する事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を被害者に対して承認しようと するときは、必ず当社に連絡し当社の同意を得てください。当社の同意がないまま被害者に対して損害賠償額の全部または一部を承認され た場合には、保険金の全部または一部をお支払いできないことがあります。

(2)保険金のご請求からお受取りいただくまで

当社に事故のご連絡をいただいた後に、保険金をお受取りいただくための手続(保険金請求手続)が必要となります。万一の事故の際は、当社より改めてご説明いたします。詳細は当社までお問い合わせください。

2.ご契約後、次の事項が生じた場合には取扱代理店または当社にご連絡ください

(1)ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知事項)

ご契約後に下記の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。下記の変更は、「ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知事項)」となっております。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。詳細は、「重要事項のご説明」をご確認ください。

①建物の構造の変更	保険の対象である建物の構造を変更した場合
②建物の用法、 建物内の職作業、 被保険者の職作業の変更	保険の対象である建物の用法、建物内の職作業、被保険者の職作業を変更した場合 ※建物が居住の用にのみ供するものとなった場合は、ご契約を継続することができません。その場合は、ご契約を解約いただくことになりますので、ご了承ください。
③所在地の変更	保険の対象の所在地を変更した場合 ※所在地を日本国外とすることはできません。その場合は、ご契約を解約いただくことになりますので、ご了承ください。
④営業の場所を変更	営業の場所を変更した場合

(2)他にご連絡いただくべき主な事項

通知事項のほか、ご契約後に下記の事項が生じる場合には、直ちに取扱代理店または当社にご連絡ください。 詳細は、「重要事項のご説明」をご確認ください。

①営業の譲渡	営業を譲渡する場合
②保険契約者の住所・電話番号の変更	保険契約者の住所、電話番号を変更した場合

(3)ご契約を解約するとき

保険契約を解約される場合には、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

(4)保険金をお支払い後のご契約

店舗休業保険では保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。



■構造級別改定(平成22年1月)に伴う経過措置のご説明

平成22年1月に構造級別の改定を実施したため、保険始期日が平成21年以前の(旧構造級別が適用されている)契約からのご継続の場合は、新構造級別への移行により保険料のお支払いが大きく増加することがあります。このうち、一定の要件を満たす場合につきましては経過措置がありますが**店舗休業保険には経過措置の料率の適用はありません。**

経過	現契約(継続前契約)の要件	・保険始期日が平成21年12月31日以前である場合は、構造級別が「2級」であること ・保険始期日が平成22年1月1日以降である場合は、現契約に経過措置が適用されていること ・保険種類が、火災保険(積立タイプの火災保険を含みます。)であること
置	新契約(今回のご契約)の要件	・上表にそって判定した構造級別が、「1級」「2級」のいずれにも該当しないこと
	現契約と新契約の 内容等についての要件	・現契約と新契約の「申込人(保険契約者)」「対象建物 ^(計) 」が同一であること (注)保険の対象である建物または保険の対象である動産を収容する建物をいいます。 ・現契約の満期日(中途解約の場合は解約日)が、新契約の保険始期日と同一であること

※ 経過措置を適用した契約について、保険期間中に「保険の対象の移転」や「名義変更(相続、改姓・名称変更、法人の代表者変更、企業の合併・統合を除きます)」等が発生した場合、経過措置は終了します。

その他ご注意いただきたいこと

<保険会社破綻時等の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

<共同保険について>

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

ご注意いただきたい事項

- ●ご契約に関する個人情報は、当社プライバシーポリシーに基づき取り扱います。詳細は当社ホームページをご覧ください。
- ●取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- ●このパンフレットは「店舗休業保険」の概要をご説明したものです。補償内容は普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款・特約等をご覧ください。なお、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- ●保険契約者と被保険者が異なる場合には、保険申込書に被保険者氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ●ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 **0120 622 277**

0120-632-277(無料)

【受付時間】

平日 9:00~20:00 土日・祝日 9:00~17:00 (年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまで で連絡ください。

24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早

0120-258-189(無料)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

-般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

当社について、もっとお知りになりたい時は!

三井住友海上のホームページ

http://www.ms-ins.com

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル (お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館 電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます) http://www.ms-ins.com